百十五条の二十三から第百十五条の二十五まで、第百十五条の二十七並びに令第百六十一条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係する自衛隊の部隊等の長又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3・4　［略］

別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十六関係）

年　月　日

（管理者／国土交通大臣／環境大臣／都道府県知事／許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による規制行為実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）

百十五条の二十三から第百十五条の二十五まで並びに令第百六十一条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係する自衛隊の部隊等の長又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3・4　［同上］

別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十五関係）

年　月　日

（管理者／国土交通大臣／環境大臣／都道府県知事／許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による規制行為実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）